

令和7年度液化石油ガス販売事業者・保安機関書類帳簿検査調書（記入例）

令和 7 年 7 月 1 日

販売事業者名	株式会社〇〇	代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇						
販売所名	〇〇営業所	販売登録番号	1	1	A	0	0	0	0
販売所所在地	さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1								
電話番号	048-830-××××		担当者氏名	〇〇 〇〇					
E-Mail	xxxx@xxx.xx								

- 調書記入日時点の状況（期日指定のある項目を除く）を、記入要領に従って記入
- 選択式の項目については、該当するものに✓印を付けてください。

1 ガスメーター検定有効期限の管理状況

	期限	個数	更新計画
供給中	令和7年6月末以前	10 個	令和7年8月末までに交換
	令和7年7月～令和8年3月末	240 個	検満月前までに交換
	令和8年4月以降	150 個	検満月前までに交換
	合計	400 個	（合計が2の消費者戸数合計（D）と一致すること）
	閉栓個数	20 個	

2 安全機器等の普及状況

		A 業務用施設 (B・C以外)	B 共同住宅 (同一建築物に3世帯以上入居)	C 一般住宅	D 合計 (A + B + C)	
消費者戸数（質量販売を除く） a		10 戸	100 戸	290 戸	400 戸	
①マイコンメーター等	設置済戸数 b				390 戸	
	うち期限切 c				2 戸	
	設置率 b/a				98 %	
②ヒューズガス栓等※1	設置済戸数 d				385 戸	
	設置率 d/a				96 %	
③ガス漏れ警報器等	設置済戸数 e	8 戸	50 戸	30 戸	88 戸	
	うち期限切 f	0 戸	10 戸	5 戸	15 戸	
	設置不要戸数※2 g	2 戸	50 戸			
	設置率 e/(a-g)	100 %	100 %			
④調整器	設置戸数 h	10 戸	100 戸	290 戸	400 戸	
	うち期限切 i	0 戸	5 戸	12 戸	17 戸	
⑤ガス放出防止型高圧ホース	設置済戸数 j				400 戸	
	設置率 j/a				100 %	
⑥換気警報器・CO警報器（参考）	設置済戸数 k	8 戸				
	設置率 k/a	80 %				
⑦Siセンサーコンロ（参考）	設置済戸数 l			100 戸	270 戸	370 戸
	設置率 l/a			100 %	93 %	93 %
期限切れ機器に対する今後の対応予定		令和7年9月末までに更新する。				

※1 末端ガス栓と燃焼器が法令に基づきネジ接続又は迅速接手による接続の場合（ビルトインコンロ等含む）は当該項目に計上してください。

※2 屋内に燃焼器がない事案及び告示に基づき立ち消え安全装置付きの燃焼器にねじ、迅速継手又はゴムホースにより接続されている事案の戸数を記入してください。

3 燃焼器具等未交換数

- ① 湯沸器 開放式、C F 式、F E 式の湯沸器及び給湯器のうち、不完全燃焼防止装置が
付いていないもの 2 台
- ② 風呂釜 C F 式、F E 式風呂釜のうち、不完全燃焼防止装置が付いていないもの 2 台
- ③ 排気筒 F F 式及びB F 式の湯沸器、給湯器並びに風呂釜の排気筒のうち、
基準不適合のもの 1 台
- ④ ガスコンロ 調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置等が付いていないもの 0 台

①～④に対する
今後の対応予定

チラシにより消費者に器具の危険性を説明し、器具の更新を勧める。

4 埋設管点検実績

- ① 埋設白ガス管のある一般消費者等の数 30 件
うち漏えい試験等の未実施件数 0 件
- ② 過去 5 か年度に、埋設配管からの漏えいが判明した件数 1 件

5 質量販売している消費者の件数

質量販売の消費設備の状況（該当する状況全てにチェック）

- ☒ 屋外で移動して使用 ☐ 20 L 以下の容器
☐ 調整器接続 8 L 以下の容器 ☐ 25 L 以下の容器（カップリング接続）
☐ その他（ ）

6 現在契約中の消費者の供給開始時・定期点検及び定期調査の状況（質量販売を含む）

（1）実施状況

過去 4 年間で一度も点検・調査を実施していない消費者（不在、拒否を含む）※		40 件
内 訳	① 消費者不在で 3 回訪問済み（3 回訪問の記録を持参）	20 件
	② 消費者による拒否（拒否の記録を持参）	10 件
	③ 実施遅れ（①及び②以外の件数）	10 件
	（原因） 社内の業務多忙による遅れ	

※ 認定液化石油ガス販売事業者で点検・調査頻度が緩和されている場合にあっては、過去 10 年間での実施状況。

【消費者の不在への対応状況】

訪問後の電話連絡による点検等の必要性の説明や訪問日程の調整等

（業務委託の場合は、委託先の状況を記入） ☐ 全て実施 ☒ 一部実施 ☐ 未実施

不在者に対する
今後の対応予定

今後は、委託事業者に対して説明等を必ず行うよう指示するとともに、随時実施状況の確認を行う。

【消費者による拒否への対応状況】

点検・調査を委託している場合、委託業者から通知された不在及び拒否の状況の確認

(委託の場合のみ記入)

☐ 全て実施 ☒ 一部実施 ☐ 未実施

不在及び拒否の消費者への電話連絡による点検・調査の必要性の説明や再訪問の調整等

☐ 全て実施 ☒ 一部実施 ☐ 未実施

不在・拒否への
今後の対応予定

一部結果の確認漏れがあったが、既に全件確認済み。今後は、拒否者
に対して点検等の重要性を説明し、再訪問を調整する。

(2) 基準不適合の状況

基準不適合の消費者戸数

4 戸

うち供給設備の不適合

2 戸

うち消費設備の不適合

2 戸

供給設備不適合の主な内容

火気 2 m の距離未確保

消費設備不適合の主な内容

燃焼器具の接続の不適合

ア 供給設備の不適合への対応状況

改善措置未実施

2 戸

(改善措置未実施の供給設備の点検・調査記録を持参)

未実施の理由

お客様での火気設備の移動が必要だが、対応してもらえない。

未実施の場合、
今後の対応予定

火気設備の移動が困難な場合、令和 3 年 7 月末までに容器移動又は不燃性隔壁の設置を行う。

イ 消費設備の不適合への対応状況

再調査未実施

1 戸

未実施の理由

消費者と連絡がつかないため。

対応状況

☒ 1 年に 1 回以上通知

☐ 何もしていない

☐ その他 ()

未実施の場合、
今後の対応予定

不適合状況を放置した場合の危険性を説明し、令和 7 年 8 月
末までに再調査を実施する。

再調査実施済

1 戸

うち改善措置未実施

1 戸

(改善措置未実施の消費設備の点検・調査記録を持参)

未実施の理由

不適合状況を放置した場合の危険性を説明し、令和 7 年 8 月
末までに再調査を実施する。

対応状況

☐ 再々調査を実施

☒ 1 年に 1 回以上通知

☐ 何もしていない

☐ その他 ()

未実施の場合、
今後の対応予定

不適合状況を放置した場合の危険性を説明し、令和 7 年 8 月
末までに交換を実施する。

(3) 令和6年4月1日で使用が禁止された製品等の確認状況

(安全アダプター、両端迅速継手付ゴム管、両端迅速継手付塩化ビニルホース、両端ゴム継手付塩化ビニルホース)

供給開始時・定期点検及び定期調査等での使用有無の確認

☒ 全て実施 ☐ 一部実施 ☐ 未実施

当該製品を確認した場合の適合製品への交換対応 ☒ 全て実施 ☐ 一部実施 ☐ 未実施

(4) リコール対象製品等の確認状況 (参考)

供給開始時・定期点検及び定期調査等での使用有無の確認

☒ 全て実施 ☐ 一部実施 ☐ 未実施

当該製品の使用を確認した場合のリコールの情報提供

☒ 全て実施 ☐ 一部実施 ☐ 未実施

7 直近の容器交換時等の供給点検結果

基準不適合の消費者戸数

2 戸

基準不適合の主な内容

BR表示

うち改善措置未実施

1 戸

(改善措置未実施の供給設備の点検票を持参)

未実施の理由

消費者と連絡がつかないため。

対応状況

☐ 1年に1回以上通知

☐ 何もしていない

☒ その他 (消費者と調査日程を調整中)

未実施の場合、
今後の対応予定

R7年9月末までに調査し、漏えいが確認された場合、修理する。

8 空き家、長期不在宅及び無人となることが多い施設での事故・盗難防止対策 (参考)

供給設備、漏えい警告表示の定期的な確認

☒ 全て実施 ☐ 一部実施 ☐ 未実施

容器転倒防止チェーンの施錠等の盗難防止対策

☐ 全て実施 ☒ 一部実施 ☐ 未実施

9 法第27条第1項第3号に基づく周知の状況

(1) 周知回数

(質量販売を含む)

☐ ①全て年1回以上

☒ ②安全装置がない瞬間湯沸器・風呂釜の消費者は年1回以上、その他消費者は2年に1回以上

☐ ③全て2年に1回以上 (安全装置がない瞬間湯沸器・風呂釜の消費者含む)

☐ ④その他 ()

③又は④の場合、
今後の対応予定

(2) 周知方法

☒ 書面

☒ 電子メール

☐ その他 ()

(書面以外の場合) 書面以外で周知する旨の消費者の承諾

☒ 有 ☐ 無

承諾を得ていない場
合、今後の対応予定

(3) 周知文書及び実施記録 (両資料を検査会場に持参)

ア 周知文書

一般消費者用	☒ 有	☐ 一部有	☐ 無
業務消費者用	☐ 有	☒ 一部有	☐ 無
質量販売用	☒ 有	☐ 一部有	☐ 無

イ 周知を実施した者等の記録 ☒ 有 ☐ 一部有 ☐ 無

(ア又はイで一部有又は無の場合)

今後の対応予定

今後は全ての業務消費者に業務用の周知文書を使用する。

(4) 他工事事故防止に係る敷地内工事の事前通知の依頼 (参考)

☐ 全て実施 ☒ 一部実施 ☐ 未実施

10 過去2か年度 (令和5~6年度) の緊急時対応・連絡の状況

(各記録 (実績なしにあっては様式) を持参)

緊急時対応件数 (出動を伴ったもの)

2 件

緊急時連絡件数

5 件

帳簿 (緊急時対応・連絡の記録) の有無

☒ 有 ☐ 一部有 ☐ 無

一部有・無の場合、

今後の対応予定

11 料金の透明化 (質量販売を含む)

(1) 消費者への法第14条に基づく書面の交付及び再交付 (当該書面等を持参)

書面の交付及び再交付 ☒ 有 ☐ 一部有 ☐ 無

書面交付時の説明 (交付後に説明した場合を含む) ☒ 有 ☐ 一部有 ☐ 無

書面交付時の説明に対する消費者の署名等の確認 ☒ 有 ☐ 一部有 ☐ 無

一部有・無の場合、

今後の対応予定

(2) 法第14条に基づく書面への記載の有無

価格の算定方法 ☒ 有 ☐ 無

算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明 ☒ 有 ☐ 無

供給設備及び消費設備の所有関係 ☒ 有 ☐ 無

供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法 ☒ 有 ☐ 無

販売事業者所有の消費設備を消費者が利用する場合の費用の額及び徴収方法 ☒ 有 ☐ 無

契約解除時に消費設備に係る配管の所有権を消費者に移転する場合の精算額の計算方法 ☒ 有 ☐ 無

無がある場合、

今後の対応予定

令和7年8月末までに書面の記載漏れ事項を追記し、消費者に再交付する。

(3) LPガス料金にガス料金以外の費用 (給湯器等の設置費用等) が含まれる場合の取り扱い

ア LPガス料金にガス料金以外の費用が含まれている消費者の有無 ☒ 有 ☐ 無

イ アで「有」に該当の消費者のうち平成29年6月1日以降の供給開始の有無 ☒ 有 ☐ 無
(有の場合、契約書及び請求書を持参)

ウ イで「有」に該当の消費者との契約書へのガス料金以外の費用に含まれる設備の名称及び月額費用の概算額の記載の有無 ☒ 有 ☐ 一部有 ☐ 無

(4) 料金メニューの公表、月額料金例

- ☒ すべての料金メニューを自社ホームページで公表（公表資料を持参）
☒ すべての料金メニューの店頭への掲示（公表資料を持参）
☐ その他（
☐ 公表していない

公表していない理由

今後の対応予定

(5) 請求書への料金の算定根拠（ガス使用量、基本料金、従量料金、設備料金、その他単価等）

の記載及び三部料金制の対応状況（請求書様式を持参） ☐ 有・対応済み ☒ 一部有 ☐ 無

一部有・無の場合、
今後の対応予定

令和7年8月末までに請求書の様式に算定根拠を追加する。

(6) 料金変更の事前通知（過去5か年度内）（料金変更があった場合は当該事前通知を持参）

- ☐ 1か月前までに通知 ☐ 過去4か年度内の料金変更無し
☒ 変更価格適用日前までに通知
☐ 通知無
☐ その他（

1か月前までに通知
していない場合、そ
の理由

今後の対応予定

検針時に翌月検針分から値上げ価格を適用として通知していた
（変更価格の適用日の1か月前に通知できていない）

次回の価格変更時は、翌々月検針分から変更価格を適用として通知する。

1.2 浸水のおそれのある地域での充てん容器の流出防止措置

(1) 洪水浸水想定区域等において1m以上の浸水が想定されている地域内の一般消費者等の確認

☒ 完了 ☐ 未完了

(2) 流出防止措置の対応状況

1m以上の浸水が想定されている地域内の戸数（一般消費者等の数。以降同じ。）	100 戸
うち流出防止措置が未完了の戸数	0 戸

1.3 自然災害対策（参考）

(1) クラウド等の活用による顧客情報・設備情報等の情報保全の取組

☒ 実施済み ☐ 検討中 ☐ 未実施

(2) 消費者への災害発生時の対応の周知

☒ 全て実施 ☐ 一部実施 ☐ 未実施

1 4 商慣習是正（令和6年4月省令改正）関係

（1）過大な営業行為の制限

ア 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止

以下の項目に該当するか。

- ・ 設備の無償貸与や当該設備のフリーメンテナンス契約
- ・ 値上げありきの安価なLPガス料金の提示
- ・ フリーメンテナンス契約
- ・ LPガス料金の一部キックバック
- ・ LPガスボンベ置き場の賃借料の支払い

☒ 該当無 ☐ 該当有 ☐ その他

該当有・その他の場合、

具体的な事例及び
今後の対応予定

イ 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

以下の項目に該当するか。

- ・ 設備の無償貸与や当該設備のフリーメンテナンス契約における契約期間を縛る行為をし、違約金を定めている又は清算方法を明記していない。
- ・ 契約解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けること。
- ・ 契約解除の際に高額な違約金(LPガス料金と照らし合わせて)を請求している。
- ・ 自動更新の契約において、契約解除できる期間が短い。

☒ 該当無 ☐ 該当有 ☐ その他

該当有・その他の場合、

具体的な事例及び
今後の対応予定

（2）三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

ア 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底

以下の項目に該当するか。

- ・ 請求書に設備料金を記載していない。
- ・ 請求書に設備料金を記載しているが、備考欄や余白に基本料金・従量料金の大きさと比べて小さく記載している。

☒ 該当無 ☐ 該当有 ☐ その他

その他の場合、

対応予定でない
具体的な理由等

イ 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上

☒ 該当無 ☐ 該当有 ☐ その他

該当有・その他の場合、

具体的な事例及び
今後の対応予定

ウ LPガス消費と関係のない設備費用及びガス器具等の消費設備費用の
LPガス料金への計上

☒ 該当無 ☐ 該当有 ☐ その他

該当有・その他の場
合、
具体的な事例及び
今後の対応予定

(3) LPガス料金等の情報提供

ア 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、
不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）

以下の項目に該当するか。

- ・入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示
するよう努めていない。

☒ 該当無 ☐ 該当有 ☐ その他

その他の場合、
対応予定でない
具体的な理由等

イ 入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに
応じることの努力義務

以下の項目に該当するか。

- ・消費者からLPガス料金の事前問合せがあっても回答しておらず、供給開始時調査で
初めて料金表を消費者に説明している。

☒ 該当無 ☐ 該当有 ☐ その他

その他の場合、
対応予定でない
具体的な理由等

15 販売店関係事項

(1) 販売店の標識を掲示しているか

☒ 実施 ☐ 未実施

(2) 業務主任者(複数いる場合、全員記載してください。)

(○○ ○○)

(3) 業務主任者の代理者(複数いる場合、全員記載してください。)

(○○ ○○)

(4) 貯蔵施設に備え付けている消火器の能力、本数（写真を持参）

(能力(B 12)× (2) 本 、能力(B)× () 本、能力(B)× () 本)

(4) 供給している貯蔵能力300kg以上のバルク貯槽

☐ 供給無し ☒ 供給有り { 300kg以上1000kg未満 (8 基)
1000kg以上 (1 基)